公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

修繕請負契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公 社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事 後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和7年9月25日

公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 件名	沈砂池機械設備等修繕(富士見中継)
(2) 場所	富士見中継ポンプ場(富士見市水子地内)ほか
(3) 期間	契約確定の日から令和8年2月27日まで
(4) 概要	ア 施工内容
	富士見中継ポンプ場に設置されている沈砂池設備及び伏越ゲー
	ト設備の劣化機器、部品の交換並びに試運転調整等一式
	イ 主要設備
	(ア)No. 1沈砂搬出機 1台
	(イ)No.3沈砂掻揚機 1台
	(ウ)沈砂池No. 2流入ゲート電動開閉機 1台
	(エ)新河岸川Ⅱ-8・9伏越ゲート 6台
(5) その他	本件は、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等共同企業体取扱要綱
	(以下「共同企業体要綱」という。)第6条第5項の規定による県内企
	業を構成員に含む修繕等共同企業体を対象とする修繕である。
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審
	査型)執行要領(以下「執行要領」という。)に基づき、以下のとおり
	落札者を決定する。
	(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。
	(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査
	を行う。
	(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確
	認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。

4 -u-l su = 4	△₩¬/¬ ○□○□□ (★) 1○₩○○//Ь○
4 設計図書等	令和7年 9月25日(木) 10時00分から
	令和7年10月 9日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 担当者 庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以下「設
	計図書等」という。)の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりと
	する。
	なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウン
	ロードすることができる。
5 競争参加資格確認申	令和7年10月3日(金) 10時00分から
請書の提出	令和7年10月9日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社
	入札参加を希望する者は、執行要領第9条に規定する競争参加資格
	 確認申請書(以下「確認申請書」という。)及び共同企業体要綱に規定
	 する修繕等共同企業体協定書並びに委任状を書面により提出するこ
	ے ا
6 設計図書等に関する	令和7年 9月29日(月) 10時00分から
質問	令和7年10月 6日(月) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に
	質疑書を書面により提出すること。
	令和7年10月8日(水) 16時00分まで
, XIII - M / ULL	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページ
	で公表する。
	これなりで。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホーム
	ページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上
	で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、
	すべての入札参加者に適用する。
 	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがあ
0)(16+)(1) 0) [11]	る。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。
	(1) 入札日時
	令和7年10月14日(火) 13時30分
	(2) 入札場所
9 入札に参加できる者	単体企業又は2者若しくは3者による修繕等共同企業体(以下「修
の形態	繕等共同企業体」という。)とする。単体の場合にあっては他の修繕 ***********************************
	等共同企業体の構成員となっていないこと。修繕等共同企業体における選挙における。
	る運営形態及び代表者の選定については、共同企業体取扱要綱による
	こと。ただし、以下の形態をとることはできない。 (1) 大性 3 せにおいて物数の悠然等世界の数はの様式号 k なること
10 3 11 - 41 - 1 3 + .	(1)本件入札において複数の修繕等共同企業体の構成員となること。
10 入札に参加する者に	
(1) 建設業の許可	機械器具設置工事業

	3271 4 11	1	- 14 5 - 1		
		業又は修繕等共同企業体の名			
	法律第 100 号)第 3 条の規定による、上に示す建設業の許可を受けて				
	いる者であ	あること。			
(2) 資格者名簿への	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工				
登載	事)(以下	「資格者名簿」という。)に	二、上記「(1))建設業の許可」に	
	示す業種で	で登載された者であること。	ただし、競	争入札参加資格審査	
	結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限				
	る。なお、	下欄「(8)その他の参加資	格」ウただし [:]	書きに該当する者に	
	あっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受け				
	ていること。				
(3) 所在地	単体企業又は修繕等共同企業体の			_	
	代表構成員				
	資格者名	A簿に登載された「本店又I	は主たる営業剤	所」の所在地につい	
	ては問わな	にい。			
	修繕等共同	司企業体の代表構成員以	その他構成員	員の1者以上は、	
	外の構成員	員(以下「その他構成員」	「本店又はま	主たる営業所」が	
	という。)		埼玉県内にあ	あること。	
(4) 格付	業種機械器具設置工事業				
	格付	単体企業又は修繕等共同	企業体の代	A級	
		表構成員			
		その他構成員		A級	
(5) 施工実績	単体企業	1回の契約金額が8, (000万円以	上の下水道終末処理	
	又は修繕	場、浄水場又は中継ポンス	プ場における	沈砂池設備の新設、	
	等共同企	増設、改築工事又は修繕			
	業体の代	契約の締結日にかかわり	らず、平成 27	年4月1日以降公	
	表構成員	告の日までの間に、国(名	公共工事の入れ	札及び契約の適正化	
		の促進に関する法律施行会	令(平成 13 年	政令第 34 号) 第 1	
		条に規定する法人を含む。)、地方公共[団体(地方自治体が	
		出資する法人を含む。)又	.は地方共同法	人日本下水道事業	
		団との請負契約により、_	上に示す工事に	又は修繕を元請とし	
		て完成させた実績を有する	ること。		
		上記の施工実績は、資材	各者名簿に登	載された「本店又は	
		主たる営業所」又は「営業	業所」以外の	営業所等の実績も認	
		める。			
	i .		7== 4 0 +		
		なお、特定企業体による	る請負の施工	実績については、代	
		なお、特定企業体による 表構成員に限ることなく、			
			契約金額出	資比率相当額(特定	
	その他構	表構成員に限ることなく、	契約金額出	資比率相当額(特定	
	その他構成員	表構成員に限ることなく、 企業体の出資比率を契約3	契約金額出	資比率相当額(特定	

		ı	
	経験	単体企業	本件入札の公告日までに、下水道終末処理
		又は修繕	場、浄水場又は中継ポンプ場における沈砂池設
		等共同企	備において、全工期(準備期間、後片付け期間
		業体の代	及び機器等の工場製作のみが行われている期
		表構成員	間を除く。) にわたり現場代理人、主任技術者又
			は監理技術者として従事した経験を有する者
			であること。
			なお、専任の監理技術者等とは別に工場製作
			を管理する監理技術者等を配置する場合は、エ
			場製作等を管理する監理技術者等の経験は問
			わない。
		その他構	問わない。
		成員	
	アー入札に		うとする者は、上に示す資格及び経験を有する者
	を、本件	‡の主任技術	所者又は監理技術者として配置すること。
	イ 専任の	の配置予定技	支術者は、当該者が在籍する入札参加者と、「5
	競争参加	口資格確認申	申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限
	日の3月	月以前から恒	亘常的な雇用関係にあること。また、専任の配置
	予定技術	断者は、営業	美所の専任技術者と兼務することはできない。
	ウ配置き	予定技術者 <i>た</i>	が特定できないときは、複数の候補者を一般競争
	入札参加	叩資格等確認	忍資料(以下「確認資料」という。)に記載するこ
	٤٥		
	工落札法	央定後、COR	INS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実
	が確認さ	れた場合に	は、契約を結ばないことがある。
	才 本件に	は「公益財団	団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の
	専任に係	系る取扱い要	要領」(以下「技術者の専任要領」という。) の対
	象とする	5.	
	カー本件に	は、建設業活	去第26条第3項第1号、第2号の規定の適用を
	受ける盟		等の配置は認めない。
(7) 現場代理人	本件は、	「現場代理.	人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」に
	より、常馬	主を要する其	閉間において常駐規定を緩和する。
	受注者は	は、現場代理	里人の現場に常駐を要しない期間又は修繕等着手
	日について	て契約締結後	後に発注者と協議することができる。

(8) その他の参加資格 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規 定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者で ないこと。 ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開 始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成1 1年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされて いる者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経 営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札 参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこ と(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札へ の参加を制限する運用基準」参照。)。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係 る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けて いない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係 る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていな い者であること。 キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る 入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けてい ない者であること。 ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得してい ること。 ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に 基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に 基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基 づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、 上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者 は、この限りでない。 11 最低制限価格 設定する。 12 入札保証金 免除する。 13 契約保証金 (1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数 があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金入札保 証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

(2) 納付方法 現金による納付の場合は、以下の口座に振り込むものとする。 契約保証金振込口座 銀 行 名 埼玉りそな銀行県庁支店 口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社

	種類。普通預金
	口座番号 4630836
	(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免
	除する。
	ア 保険会社との間に埼玉県下水道公社を被保険者とする履行
	保証保険契約を締結した者
	イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金
	融機関と埼玉県下水道公社を債権者とする工事履行保証契約
	を締結した者
	(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受け
	ることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理
	由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しな
	い。
14 支払条件	
(1)前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切
	り捨てる。)。
(2) 部分払	しない。
15 支払方法	完成検査終了後、一括精算
16 現場説明会	開催しない。
17 入札に関する注意	
事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において参
	加資格がない者は入札に参加できない。
	イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
金額	なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-2号)を
	作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。
	イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
	ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未
	満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができ
	ない。
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるときは、
	くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。
	ア 入札者の押印のない入札書による入札
	イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札
	書による入札
	ウ 金額の訂正のある入札書による入札

	エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
	オ 入札に参加する資格のない者がした入札
	カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかで
	ない入札書による入札
	キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
	ク 他人の代理を兼ねた者がした入札
	ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理
	をした者がした入札
	コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
	サ 明らかに談合によると認められる入札
	シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者
	同士がした入札
	ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札
	セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
	ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返
	却しない。
	(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を本件の現場に配
	置すること。
	(3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領
	に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該
	入札手続きの執行を妨げないものとする。
	(4) 入札参加者は、(3) に定めること以外に、入札後、この公告、設
	計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由とし
	て、異議を申し立てることはできない。
	(5) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕・工事請
	負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入
	札に参加すること。
19 この公告に関する	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 担当者 庶務担当
問い合わせ先	電話番号 048-466-2400
	FAX番号 048-466-2401